

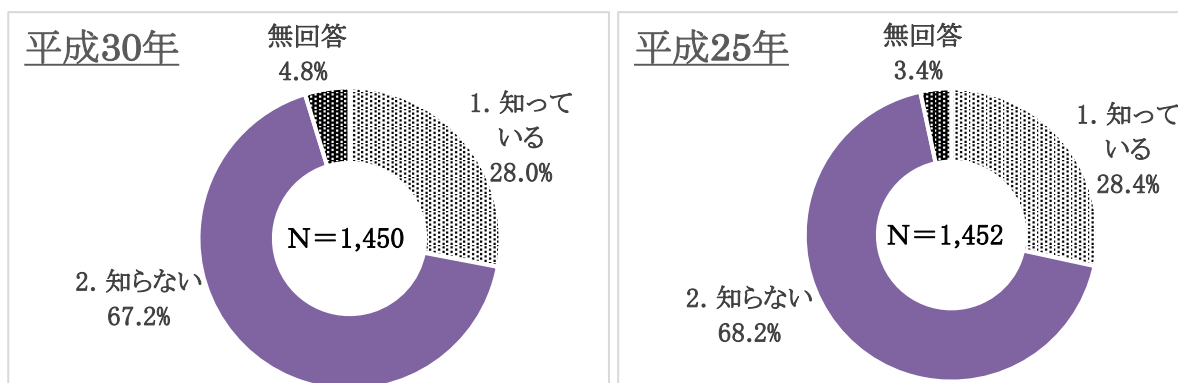
4. 人権擁護委員制度

(1) 人権擁護委員の認知

問 4-1 あなたは、人権擁護委員について知っていますか。(○は1つ)

回答者数 (N=1,450)

| 回答項目 | 合計 (人) | 割合 | |
|----------|-----------|-------|-------|
| | | 今回 | 前回 |
| 1. 知っている | 406 | 28.0% | 28.4% |
| 2. 知らない | 975 | 67.2% | 68.2% |
| 無回答 | 69 | 4.8% | 3.4% |



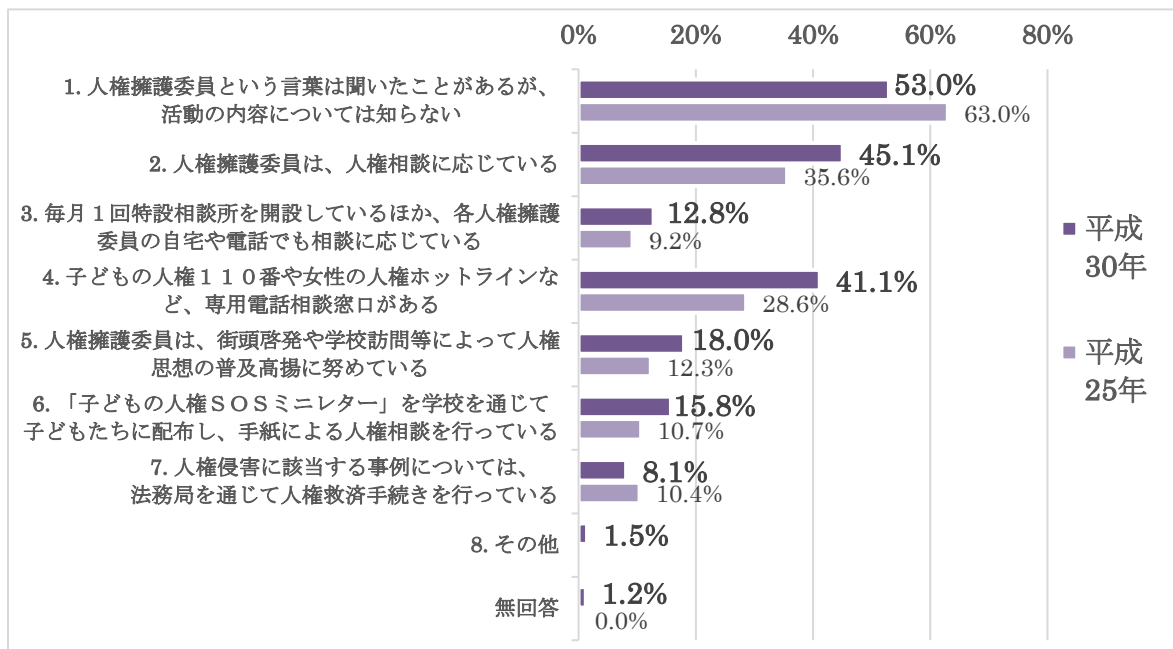
人権擁護委員の認知について尋ねたところ、「1. 知っている」が 28.0%、「2. 知らない」が 67.2%であり、前回調査との比較では、「1. 知っている」が 0.4pt 減少し、「2. 知らない」が 1.0pt 減少した。約 7 割の人が人権擁護員を知らないという状況は前回と同じである。

(2) 人権擁護員の活動についての認知

問 4-2 「問 4-1」で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。人権擁護委員の活動について、あなたが知っていることをお選びください。(〇はいくつでも)

回答者数 (N=406)

| 回答項目 | 合計 (人) | 割合 | |
|---|-----------|-------|-------|
| | | 今回 | 前回 |
| 1. 人権擁護委員という言葉は聞いたことがあるが、活動の内容については知らない | 215 | 53.0% | 63.0% |
| 2. 人権擁護委員は、人権相談に応じている | 183 | 45.1% | 35.6% |
| 3. 毎月1回特設相談所を開設しているほか、各人権擁護委員の自宅や電話でも相談に応じている | 52 | 12.8% | 9.2% |
| 4. 子どもの人権110番や女性の人権ホットラインなど、専用電話相談窓口がある | 167 | 41.1% | 28.6% |
| 5. 人権擁護委員は、街頭啓発や学校訪問等によって人権思想の普及高揚に努めている | 73 | 18.0% | 12.3% |
| 6. 「子どもの人権SOSミニレター」を学校を通じて子どもたちに配布し、手紙による人権相談を行っている | 64 | 15.8% | 10.7% |
| 7. 人権侵害に該当する事例については、法務局を通じて人権救済手続きを行っている | 33 | 8.1% | 10.4% |
| 8. その他 | 6 | 1.5% | - |
| 無回答 | 5 | 1.2% | 0.0% |



「問 4-1」で「1. 知っている」と回答した 406 人に人権擁護委員の活動について知っていることを尋ねたところ、「1. 人権擁護委員という言葉は聞いたことがあるが、活動の内容については知らない」が 53.0% (対前回比 10.0pt 減) で最も多く、2 位は「2. 人権擁護委員は、人権相談に応じている」で 45.1% (対前回比 9.5pt 増)、3 位は「4. 子どもの人権 10 番や女性の人権ホットラインなど、専用電話相談窓口がある」で 41.1% (対前回比 12.5pt 増)、4 位は「5. 人権擁護委員は、街頭啓発や学校訪問等によって人権思想の普及高揚に努めている」で 18.0% (対前回比 5.7pt 増)、5 位は「6. 「子どもの人権 SOS ミニレター」を学校を通じて子どもたちに配布し、手紙による人権相談を行っている」で 15.8% (対前回比 5.1pt 増) となっている。今回調査では新たに「8. その他」を設けたことにより、回答項目が異なるため前回調査とは一概に比較できないが、「4. 子どもの人権 10 番や女性の人権ホットラインなど、専用電話相談窓口がある」について 12.5pt 増、「2. 人権擁護委員は、人権相談に応じている」について 9.5pt 増となっている。